

# 令和6年9月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月9日(月) 午後3時4分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

## 3. 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による  
許可後の事業計画変更申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について(所有権移転)  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について(利用権貸借)

- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について

## 4. 会議に出席した委員(2名)

- |            |           |      |
|------------|-----------|------|
| 1番 天本 正幸   | 2番 寺崎 廣喜  |      |
| 3番 中原 日登美  | 4番 白水 壽徳  |      |
| 5番 佐藤 和治   | 6番 藤井 政秋  | (欠席) |
| 7番 山下 梅夫   | 8番 檜原 忠夫  |      |
| 9番 山田 憲二   | 10番 秋山 儀一 | (欠席) |
| 11番 寺崎 多加子 | 12番 末次 勝記 |      |
| 13番 伊藤 博文  | 14番 肥山 繁雄 |      |
| 15番 赤川 敏彦  | 16番 大中 寛敏 |      |
| 17番 末次 実   | 18番 西岡 利子 |      |
| 19番 野瀬 敏彦  | 20番 永利 春雄 |      |
| 21番 久光 壽子  | 22番 西岡 秋義 |      |
| 23番 永利 美津枝 | 24番 田中 善道 |      |

## 5. 会議に欠席した委員(2名)

## 6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

9月に入り朝夕は多少涼しくなりましたが、暑さはまだまだ続いております。

これからは台風や秋雨前線、またインフルエンザの流行など、天候と健康に注意しながら、農業委員としての活動をお願いします。

それでは本日の総会は、議案6件、報告事項4件でございます。  
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、6番、9番の委員より、欠席届が出ています。

よって、令和6年9月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、4番白水壽徳委員、5番佐藤和治委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、寺福童地内の畑1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

水路改修の際に取り残しがあり、今回整理するものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、三沢地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、干潟地内の田1筆、畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は新規就農のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしていただいたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。  
よって原案のとおり許可と決定いたします。

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、1件でございます。

議案書の2ページをお願いします。

番号1は、松崎地内の畑1筆です。事務所建設ということで、5条の転用申請があり許可されたものですが、その後当初の計画になかった隣地境界にコンクリートブロックを設置する必要性が生じたため事業計画を変更する申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、21番委員につきましては退席をお願いします。

(退席案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件の説明をいたします。

議案書の3ページをお願いします。

番号1は、小郡地内の畑2筆です。漬物製造所建設のため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

それでは、委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件のご説明いたします。

議案書の4ページ、番号1は、二森地内の畑1筆です。福祉施設を建築する為、申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号2は、三沢地内の畑1筆です。露天資材置場設置のため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしていただいたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案通り承認することに決定します。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、2件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転についてご説明します。

議案書の5ページと5-2ページをご覧ください。番号1は、大崎地内の田7筆、畑13筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

議案書の6ページ、番号2は、井上地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。



議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第5号は原案通り承認することに決定します。

次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、1件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、17番委員につきましては退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借についてご説明します。

議案書の7ページをお願いします。

番号1は、下西鯨坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

なお、地区会議においても了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしていただいたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見等なし)

議長：

特にないようです。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長：

賛成多数でございます。

よって議案第6号は原案通り承認することに決定します。

それでは、委員の入室を許可します。

(入室案内)

### [日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

書記：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出2件  
につきまして報告いたします。

議案書8ページ、番号1は、井上地内の田2筆で、売買により合意  
解約されたものです。

番号2は横隈地内の田2筆です。貸人の都合により合意解約された  
ものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明  
を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の  
転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、小郡地内の畑1筆、寺福童地内の畑2筆です。  
露天駐車場設置のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明  
を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転  
用届出について、4件の報告をいたします。

番号1から番号3は、譲渡人は異なりますが、譲受人と転用目的が同  
一のもので、津古地内の畑8筆です。

店舗建設のため、届出が提出されたものです。

議案書11ページ、番号4は、寺福童地内の畑1筆です。集合住宅  
等建設のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告です。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項4件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

議長：

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和6年9月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和6年9月9日（月） 午後3時47分 閉会